

米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症等の影響により行方不明になる可能性のある者の安全を確保するとともに、その者の介護を行う家族（以下この条及び次条において「介護者」という。）の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、GPS位置情報システムにより位置情報を確認することができる機能を有する機器（携帯電話若しくはスマートフォン又は腕時計型携帯情報端末であって、当該機能が付加されているものを除く。以下「GPS機器」という。）を購入し、又は賃借する介護者に対し、米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者（在宅である者に限る。）の介護者とする。

- (1) 市内に住所を有する認知症の高齢者（補助金の交付の申請を行う時点において65歳以上である者をいう。）であって、行方不明になる可能性のあるもの
- (2) 市内に住所を有する若年性認知症の者であって、行方不明になる可能性のあるもの（前号に該当する者を除く。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、行方不明になる可能性のある者であって、市長が適当と認めるもの

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、GPS機器及び次項第2号に掲げる物品（以下「GPS機器等」という。）の購入又は賃借に係る契約の締結とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に係る次に掲げる経費とし、GPS機器の使用に係る月々の使用料及び位置情報の検索に係る費用等については、補助金の交付の対象としない。

- (1) GPS機器（充電器その他の附属機器を含む。）の購入に要する経費
- (2) GPS機器と併せて使用する物品であって、当該物品を使用することにより、行方不明による事故を未然に防止するとともに、使用者の安全を確保することが認められるものの購入に要する経費（当該物品をGPS機器と併せて購入する場合に限る。）
- (3) GPS機器等を賃借する場合における、当該賃借に係る契約に必要となる加入手数料及び登録手数料

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。ただし、1万円を限

度とする。

2 補助金は、その交付を受けようとする者が介護する者（第2条各号のいずれかに該当する者に限る。）1人につき1回に限り交付する。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付申請書（別記様式第1号。次条において「申請書」という。）に、見積書の写しを添えて、これらを市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することと決定し、又は補助金の交付をしないことと決定したときは、当該決定に係る申請書を提出した者に対し、米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第2号）により、その旨（補助金の交付をしないことと決定したときは、その旨及びその理由）を通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3号）に関係書類を添付して、これらを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する予算の変更をするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

2 前条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに、米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金実績報告書（別記様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付決定通知書の写し
- (2) GPS機器等の購入又は賃借に要した経費に係る領収証の写し又は契約書等の請求額を証する書類の写し

（支払の請求）

第9条 交付決定者は、補助金の支払の請求をしようとするときは、米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金支払請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、当該交付決定者に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該交付の決定を受けていた者に対し、米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付決定取消通知書（別記様式第6号）によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（規定外事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月22日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

米子市長 様

申請者 住 所
氏 名 (印)
電話番号

米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付申請書

年度において標記補助金の交付を受けたいので、米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱（令和 年 月 日施行）第5条の規定により、次のとおり申請します。

GPS機器等を携帯する者	住 所	米子市
	氏 名	
	生年月日	
	申請者との続柄	
	認知症等の影響により行方不明になる可能性の有無（該当するものに○印を付けてください。） 有 ・ 無	
補助申請額	円 (限度額 10,000 円)	

【添付資料】

GPS機器等の購入又は賃借に要する経費に係る見積書

備考

- 1 申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。
- 2 補助申請額の算定に当たっては、補助対象経費の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数は、切り捨てるものとします。

様式第2号（第6条関係）

第 号一
年 月 日

住 所
氏 名 様

米子市長



米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付け申請のありました米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金につきましては、下記のとおり交付の決定（却下）をいたしましたので、米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱（令和 年 月 日施行）第6条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額	円
却下の理由	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

米子市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号一 で交付決定の通知のありました米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金に係る補助事業につきまして、次のとおり変更（中止・廃止）をしたいので、米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱（令和 年 月 日施行）第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

変更後の補助 申請額	円 (限度額10,000円)
---------------	-------------------

2 変更（中止・廃止）の理由（ ）

3 変更（中止・廃止）の年月日 年 月 日

【添付資料】

見積書の写し（変更申請の場合に限り添付してください。）

様式第4号（第8条関係）

米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金実績報告書

年 月 日

米子市長 様

交付決定者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号— で交付決定の通知のありました米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金に係る補助事業の実績につきまして、米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱（令和 年 月 日）第8条の規定により、次のとおり報告します。

GPS機器等を購入し、又は 賃借した年月日	年 月 日
GPS機器等の購入又は 賃借に要した経費の額	円

【添付資料】

- 1 米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付決定通知書の写し
- 2 GPS機器等の購入又は賃借に要した経費に係る領収証の写し又は契約書等の請求額を証する書類の写し

様式第5号（第9条関係）

米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金支払請求書

年 月 日

米子市長 様

交付決定者 住 所
氏 名 (印)
電話番号

年 月 日付け 第 号— で交付決定の通知のありました米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金の支払につきまして、米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱（令和 年 月 日）第9条の規定により、次のとおり請求します。

交付決定額	円
交付確定額	円
支払請求額	円

米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金につきまして、次の口座に振り込んでください。

【振込口座】

金融機関名	フリガナ	口座種別	普通・当座
	支店・支所		
口座名義	フリガナ		
口座番号			

備考 交付決定者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

様式第6号（第10条関係）

第 号一
年 月 日

住 所
氏 名 様

米子市長



米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け交付を決定しました米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金につきましては、下記のとおりその決定を取り消しましたので、米子市認知症見守りGPS機器購入費等補助金交付要綱（令和 年 月 日施行）第10条の規定により通知します。

記

取消内容	補助金額 円の交付決定を取り消す。
取消しの理由	